

流山市生きづらさ包括支援事業実施計画(重層的支援体制整備事業実施計画) (素案)に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

流山市生きづらさ包括支援事業実施計画(重層的支援体制整備事業実施計画)
(素案)についての意見の募集

2 目的

この要領は、流山市生きづらさ包括支援事業実施計画(重層的支援体制整備事業実施計画)を策定するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3 趣旨

流山市生きづらさ包括支援事業実施計画(重層的支援体制整備事業実施計画)は、社会福祉法第106条の5第1項に規定される法定計画である重層的支援体制整備事業実施計画として策定するもので、令和6年度から令和8年度の3か年を計画単位とし、第4期流山市地域福祉計画をその上位計画として、今後の重層的支援体制整備事業の方向性、基本方針を定めるものです。

4 計画の概要

第1章では重層的支援体制整備事業の背景、内容、流山市の現状を説明します。第2章では、計画の位置付け、策定の経過、計画の期間や管理体制について述べます。第3章では、流山市において、すべての市民が安心して暮らすための総合支援としての事業の実施体制や会議体の在り方を規定します。第4章では、既存事業も含めた重層的支援体制整備事業に含まれる各事業について記述しています。

5 計画案

資料「流山市生きづらさ包括支援事業実施計画(素案)【概要版】」及び「同【本編】」のとおり

6 計画(案)の公表方法

(1)閲覧場所

社会福祉課(市役所第2庁舎1階)、情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階)、市内各出張所、各公民館、各図書館、各福祉会館、各高齢者なんでも相談室(地

域包括支援センター)、各障害者相談支援事業委託事業所、児童発達支援センター、生涯学習センター(流山エルズ)、保健センター、高齢者福祉センター森の倶楽部、地域生活支援センター、自立相談支援事業所

(2)市ホームページ

7 意見を提出できる者

(1)市内に住所を有する者

(2)市内に事務所又は事業所を有するもの

(3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4)市内に存する学校に在学する者

8 意見の募集期間

令和5年11月21日(火)～令和5年12月20日(水)【必着】

9 意見の提出方法

別紙様式(任意の様式も可)に、住所、氏名を明記の上、下記の提出先に郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面をお持ちください。

10 その他

(1)御提出いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしません。

(2)電話、口頭などによる「9 意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として扱いませんので、予め御了承ください。

11 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室

電話 04(7150)6079 FAX 04(7158)2727

電子メール hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp